十七　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象銀行等（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行持株会社の特殊関係者（子会社対象銀行等に限る。）が当該子会社対象銀行等に該当しない会社となつたことを知つた場合（前号に該当する場合を除く。）

十八　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第五十二条の二十三第一項第十四号に掲げる会社（当該銀行持株会社の子会社及び他業銀行業高度化等会社を除く。）又は銀行持株会社の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業銀行業高度化等会社を除く。）に限る。）が他業銀行業高度化等会社となつたことを知つた場合

［号を削る。］

十九　銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等（当該銀行持株会社の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十号及び第三十一号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

二十～二十八　［略］

［号を削る。］

二十九～三十一　［略］

［４・５　略］

６　銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三条第一項から第五項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　第一項第六号の五又は第二十九号に掲げる場合　次に掲げる書面

［イ～ホ　略］

二　第一項第二十二号に掲げる場合　第三十四条の二第五項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書面

三　第一項第四十一号に掲げる場合　同号に規定する事業報告及び附属明細書

四　第三項第四号の二に掲げる場合　行おうとする業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書面

五　第三項第二十九号に掲げる場合　同号に規定する事業報告及び附属明細書

六　［略］

７　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

［一・二　略］

三　第一項第十一号又は第三項第八号に該当するときの届出

四　［略］

［号を加える。］

［号を加える。］

十三及び十四　削除

十五　銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等（当該銀行持株会社の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第二十三号及び第二十四号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

十六～二十　［同上］

二十一　削除

二十二～二十四　［同上］

［４・５　同上］

６　［同上］

一　第一項第六号の五又は第十九号に掲げる場合　次に掲げる書面

［イ～ホ　同上］

二　第一項第十六号の二に掲げる場合　第三十四条の二第五項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書面

三　第一項第二十九号に掲げる場合　同号に規定する事業報告及び附属明細書

［号を加える。］

四　第三項第二十二号に掲げる場合　同号に規定する事業報告及び附属明細書

五　［同上］

７　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　［同上］